



# 鳥取県公報

平成17年4月25日(月)  
号外第84号

毎週火・金曜日発行

## 鳥取県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

### 目 次

<b>人委規則</b>	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（19）(給与課).....	1
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（20）（"）.....	4
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（21）（"）.....	6
	特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則（22）（"）.....	9
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（23）（"）.....	10

### 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

改 正 後

改 正 前

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(3) 略

(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。ただし、職員として在職した期間(準職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定に基づき任命された者で、給与条例第17条の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)として在職した期間を含む。以下同じ。)中において休職、待命又は停職となった期間については、これらについて経験年数換算表(別表第2)に定める割合を乗じて得た年数をもって経験年数とする。

ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第3)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数(準職員として在職した年数を含む。以下同じ。)と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の10(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ~カ 略

(5)-(12) 略

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	略
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了
		イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	(4) 大学6卒	略
	(5) 大学専攻科卒	略
(6) 大学4卒	ア 略	
	イ 国立看護大学校看護学部卒業	
	ウ 略	
	エ 略	
略		略

備考 略

別表第3(第2条関係)

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(3) 略

(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。ただし、職員として在職した期間(準職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定に基づき任命された者で、給与条例第17条の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)として在職した期間を含む。以下同じ。)中において休職、待命又は停職となった期間については、これらについて経験年数換算表(別表第2)に定める割合を乗じて得た年数をもって経験年数とする。

ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第3)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数(準職員として在職した年数を含む。以下同じ。)と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の10(8)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ~カ 略

(5)-(12) 略

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	略
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了
		イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 大学6卒	略
	(4) 大学専攻科卒	略
(5) 大学4卒	ア 略	
	イ 略	
	ウ 略	
略		略

備考 略

別表第3(第2条関係)

修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分				調整年数			
基準学歴	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	(+) 5年	(+) 7年	(+) 9年	(+) 12年
		修士課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		専門職学位課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		大学6卒	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		大学専攻科卒	17年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年	(+) 8年
		大学4卒	16年		(+) 2年	(+) 4年	(+) 7年
略							

注 略

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教 頭	略	
	大学院修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 5 号 給
	略	
教諭、養護教諭及び講師(人事委員会が定めるものに限る。)	略	
	大学院修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 5 号 給
	略	
略		

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教 頭	略	
	大学院修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 8 号 給
	略	
教諭、養護教諭及び講師(人事委員会が定めるものに限る。)	略	
	大学院修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 8 号 給
	略	
略		

修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分				調整年数			
基準学歴	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	(+) 5年	(+) 7年	(+) 9年	(+) 12年
		修士課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		大学6卒	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		大学専攻科卒	17年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年	(+) 8年
		大学4卒	16年		(+) 2年	(+) 4年	(+) 7年
		略					

注 略

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教 頭	略	
	大学院修士課程修了	2 級 5 号 給
	略	
教諭、養護教諭及び講師(人事委員会が定めるものに限る。)	略	
	大学院修士課程修了	2 級 5 号 給
	略	
略		

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教 頭	略	
	大学院修士課程修了	2 級 8 号 給
	略	
教諭、養護教諭及び講師(人事委員会が定めるものに限る。)	略	
	大学院修士課程修了	2 級 8 号 給
	略	
略		

別表第8(第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
略		
大 学 院 修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒		1 級 11 号 給
略		

別表第8(第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学 歴 免 許	試 験 区 分	初 任 給
略		
大 学 院 修 士 課 程 修 了 大 学 6 卒		1 級 11 号 給
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機 関	職 員	機 関	職 員
略		略	

知事 の 事 務 部 局	本 庁	部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長（産業技術 センターの所長を除く。） 行政監察監 課長 （農業大学の課長を除く。） 室長（防災危 機管理課情報システム管理室、衛生環境研究所 及び産業技術センターの室長を除く。） セン ター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹 及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。） 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課 取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、 福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の 副主幹に限る。） 監察員 職員課人材活用担 当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価 担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う職員に限る。） 職員課給与管理 室室員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う室員に限る。） 行政経営推進課 改革推進担当の職員（主幹及び副主幹を除き、 企画に関する事務を行う職員に限る。）
	略	
	略	

備考

知事 の 事 務 部 局	本 庁	部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長（産業技術 センターの所長を除く。） 行政監察監 課長 （農業大学の課長を除く。） 室長（防災危 機管理課情報システム管理室、衛生環境研究所 及び産業技術センターの室長を除く。） セン ター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹 及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。） 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課 取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、 福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の 副主幹に限る。） 監察員 職員課人材活用担 当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価 担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う職員に限る。） 職員課給与管理 室室員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う室員に限る。） 行政経営推進課 改革推進担当の職員（主幹及び副主幹を除き、 企画に関する事務を行う職員に限る。）
	略	
	略	

備考

1～3 略

4 この表中「企画員」とは、企画員のうち庶務に関する事務を行う企画員をいう。

5 略

6 略

7 略

1～3 略

4 略

5 略

6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第21号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 1 岩美町	別表（第2条関係） 1 岩美町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 参事（総務課に所属するものに限る。） 課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。） 庶務法制係長 財政係長
略	

2～4 略

5 三朝町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長
略	

6～14 略

15 日野町

機 関	職
略	
町長部局	課長 課長補佐（総務企画課に所属するものに限る。）
略	

16 江府町

機 関	職
略	
町長部局	課長 参事（総務課に所属するものに限る。） 出納室長 課長

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。） 庶務係長（総務課に所属するものに限る。） 財政係長
略	

2～4 略

5 三朝町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 参事（総務課又は建設課に所属するものに限る。） 課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）
略	

6～14 略

15 日野町

機 関	職
略	
町長部局	課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
略	

16 江府町

機 関	職
略	
町長部局	課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

補佐（総務課に所属するものに限る。）

略

17及び18 略

19 鳥取県町村消防災害補償組合

略

20～22 略

23 八頭環境施設組合

略

24 日野病院組合

機 関	職
病 院	病院長 副病院長 局長 次長 課長 看護師長
在宅介護 支援事業 所	所長

25～28 略

備考

1 略

2 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務企画課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

附 則

略

17及び18 略

19 鳥取県市町村消防災害補償組合

略

20～22 略

23 八頭東部衛生施設組合

略

24 日野病院組合

機 関	職
病 院	病院長 副病院長 局長 次長 課長 看護師長

25～28 略

備考

1 略

2 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

附 則



この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第22号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 署</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>黒坂警察署印賀駐在所</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 署</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>黒坂警察署多里駐在所</u></td> <td style="text-align: center;">日野郡日南町多里193番地</td> </tr> </tbody> </table>	公 署	所 在 地	級別区分	略			<u>黒坂警察署印賀駐在所</u>	略		公 署	所 在 地	<u>黒坂警察署多里駐在所</u>	日野郡日南町多里193番地	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 署</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>黒坂警察署日南町印賀警察官駐在所</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 署</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>黒坂警察署日南町多里警察官駐在所</u></td> <td style="text-align: center;">日野郡日南町多里193番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>黒坂警察署日南町茶屋警察官駐在所</u></td> <td style="text-align: center;">日野郡日南町茶屋4169番地 3</td> </tr> </tbody> </table>	公 署	所 在 地	級別区分	略			<u>黒坂警察署日南町印賀警察官駐在所</u>	略		公 署	所 在 地	<u>黒坂警察署日南町多里警察官駐在所</u>	日野郡日南町多里193番地	<u>黒坂警察署日南町茶屋警察官駐在所</u>	日野郡日南町茶屋4169番地 3
公 署	所 在 地	級別区分																											
略																													
<u>黒坂警察署印賀駐在所</u>	略																												
公 署	所 在 地																												
<u>黒坂警察署多里駐在所</u>	日野郡日南町多里193番地																												
公 署	所 在 地	級別区分																											
略																													
<u>黒坂警察署日南町印賀警察官駐在所</u>	略																												
公 署	所 在 地																												
<u>黒坂警察署日南町多里警察官駐在所</u>	日野郡日南町多里193番地																												
<u>黒坂警察署日南町茶屋警察官駐在所</u>	日野郡日南町茶屋4169番地 3																												

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特勤手当等に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第23号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後													改 正 前																		
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																															
組織		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	組織		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級		
略		略		略	略	略	主任（主 事）	主任（主 事）	課 長 主 幹	課 長 主 幹	略	略	略	略	略	略		略		略	略	略	課長補佐 主任（主 事）	課長補佐 主任（主 事）	課 長 主 幹	課 長 主 幹	略	略	略	略	
略		略		略	略	略	主任（主 事）	主任（主 事）	課 長 主 幹	課 長 主 幹	略	略	略	略	略	略		略		略	略	略	課長補佐 主任（主 事）	課長補佐 主任（主 事）	課 長 主 幹	課 長 主 幹	略	略	略	略	
備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の職務の級の分類に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

